

政 政 企 第 2 7 4 6 号
平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日

さいたま市本庁舎整備審議会会長 様

さいたま市長 清 水 勇 人

本庁舎の整備に関し必要な事項について（諮問）

このことについて、さいたま市本庁舎整備審議会条例第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

本庁舎の整備に関し必要となる事項について

2 諮問理由

本市は、平成13年5月1日に、浦和市、大宮市及び与野市の3市が合併し、誕生しました。その後、平成15年の政令指定都市への移行、平成17年の岩槻市との合併を経て、現在に至っております。

本庁舎のあり方につきましては、平成12年9月5日に、知事、合併協議会会長、3市の議員代表等の立会いのもとで、当時の3市の市長が調印した市町村の合併に関する最も重要な文書である合併協定書の趣旨を踏まえ、平成14年度から庁内検討会議での検討を開始し、平成20年度には、さいたま市庁舎整備検討委員会を設置し、各界各層から幅広く意見を聴取してまいりました。

しかしながら、本庁舎のあり方につきましては、さいたま市誕生から10年を経過した現在におきましても、未だ残された重要な課題となっております。

そこで、次の段階として、本庁舎の整備に関し、基本的な考え方、機能、規模、位置、整備の進め方その他の必要となる事項について諮問するものです。